

平成 18 年度 事業計画

I . 事業方針

平成 14 年の「知的財産立国」宣言（1 月）及び「知的財産基本法」の制定（11 月）を受けて、平成 15 年 3 月に「知的財産戦略本部」が設置され、以降、政府において様々な取り組みが実施されてきました。

「知的財産戦略本部」が策定した平成 17 年版の「知的財産推進計画 2005」においては、特許審査迅速化目標として「審査順番待ち期間の目標を平成 20 年で 20 ヶ月台、平成 25 年には 11 ヶ月」としています。そして、この特許審査迅速化目標を達成するために、特許庁を中心に経済産業省挙げての総合対策を実施するため、平成 17 年 12 月 22 日に、経済産業大臣を本部長とする「特許審査迅速化・効率化推進本部」が設置されました。

同本部は、早速、本年 1 月 17 日に「特許審査迅速化・効率化のための行動計画」を発表し、中期目標に「先行技術調査の民間外注件数を、17 年度の約 19 万件（見込み）から 22 年度には約 24 万件へと、今後 5 年間で約 25% の増加を図る。」としています。

さらに、「先行技術調査の民間外注の規模拡大、効率化」のための具体的措置として、以下の点を定めています。

登録調査機関の新規参入促進

既存登録調査機関における調査業務実施者（サーチャー）の増大

審査効率の向上に有効な「対話型」（検索報告）活用の拡大

また、平成 16 年 10 月 1 日に施行された改正後の「工業所有権に関する手続き等の特例に関する法律」の下で、平成 17 年 3 月にテクノサーチ株式会社

及び社団法人化学情報協会が登録調査機関として登録され、既に事業展開が行われています。当財団にとって、いよいよ競争的環境の中で業務を行うことが現実となってまいりました。

他方、このような知的財産立国への取り組みに加え、平成18年4月からは公益法人への新会計基準が適用されることとなり、また、政府においては、公益法人改革の一環として、公益法人制度を抜本的に見直す法案を現在開会中の通常国会の審議に付す予定としています。

このように環境が大きく変化する中で、当財団は、平成15年3月に定めた経営理念である「公正を重んずる精神」、「迅速的確なる業務遂行」、「自ら進歩し変革する意思」、「知的財産立国への貢献」の下、引き続き公益法人として事業を安定かつ円滑に進めてまいります。

即ち、当財団は、平成15年度以降、取り巻く環境の変化に先んじて各年度の経営目標を掲げると共に、財務の健全性増進と業務の効率化を進めるための二つの三カ年計画を定め、各年度その確実な履行に努めてまいりました。結果として、現段階では当初目標としていた経営指標の達成に一定の目処をつけることができたところですが、平成20年度へ向けて新たな三カ年計画を策定し、更に改善・改革に努めてまいります。

当財団では、財団経営の今後を俯瞰し、進むべき方針を定めた「中長期指針」を策定いたしました。そして平成18年度は、この中長期指針に基づき、17年度の方向性との整合性も踏まえて、次の4つを経営目標として定め、事業を遂行することといたします。

- ・業務効率化のステップアップ
- ・財務基盤の充実

- ・組織・人事制度の改革
- ・能力と適性の発揮

Ⅱ．事業概要

1．「工業所有権に関する手続等の特例に関する法律」に基づく調査事業を行います。

(1) 特許出願等に係わる先行技術調査を約18.3万件(約18.2万件：平成17年度、以下同様)について行います。うち、約14.4万件(約14.3万件)は、検索結果を審査官に直面して報告する対話型検索報告を実施します。

(2) 全特許出願を対象とする国際特許分類(IPC)・Fタームの一円付与を約40.0万件(約40.0万件)について行います。

また、出願公開前の新実用新案登録出願及び合金の技術分野の特許出願を対象とする検索用のターム(Fターム等)付与を約1.3万件(約1.1万件)について行います。

(3) 公開前特許出願の中からDNA配列コードを作成すべき案件を特定し、その案件についてDNA配列コードデータの編集及び加工を約6千件(約6千件)について行います。

2．工業所有権情報の分類及び分類付与に関する技術の調査、研究及び開発に関する事業を行います。

(1) 特許公報の検索用Fタームに関して、そのタームリストの研究開発を7テーマ(12テーマ)について、またFターム解説の作成を88テーマ(34テーマ)について行います。

【財団法人工業所有権協力センター】

- (2) 一元付与の際に用いられている自動大分けシステムについて、テーマレベル(I P C のサブグループレベル)での精度向上を目指した研究を引き続き行います。
- (3) 一元付与業務の従来システムを、試行を踏まえた上で一元付与業務オンライン化システムに統合し、新システムによる一元付与業務を開始する予定です。

3 . 工業所有権情報の分類及び分類付与に関する技術の調査、研究及び開発に関する援助事業を行います。

- (1) 開発された F タームの特許公報への再付与を約 2 1 . 0 万件 (約 2 3 . 0 万件) について行います。
- (2) 公開技報への I P C 付与を約 7 千件(約 8 千件) について行います。

Ⅲ . 重点的取組事項

1 . 業務効率化のステップアップ

- (1) 平成 1 8 ~ 2 0 年度の三カ年計画として「第二次業務効率化計画」を新たに策定し、より一層の業務効率化を目指します。
- (2) 特に、調査業務関連システムについて知的作業支援機能の強化を図るとともに、一元付与業務オンライン化に向けてシステムの改善を図り、従来システムと統合し、新システムでの運用を目指します。
- (3) また、事務部門においては、平成 1 8 年度から経営統合管理システム(E R P)を導入し、効率的な財団運営を目指すとともに、公益法人の新会計基準にも対応します。

2．財務基盤の充実

- (1) 平成18～20年度の三カ年計画として「第二次財務中期計画」を新たに策定します。
- (2) また、競合先のキャッチアップ等の外部環境を踏まえ、競争力を増強すべく、財務面の一層の充実を図ります。

3．組織・人事制度の改革

- (1) 人事考課制度について、役員、部門長及び事務部門管理職に実施していた目標設定・人事考課制度を、平成18年度は主席部員を除く全財団職員に拡大実施し、財団全体の活性化を図ります。
- (2) 改正高年齢者雇用安定法に対応するため「再雇用嘱託員規程」を新たに制定するとともに、「特任主幹規程」の制定、「非常勤職員規程」を改正するなど、各種規程の見直しを行い、より個人の能力と適性に応じることができる体制を目指します。

4．能力と適性の発揮

- (1) 平成17年度に試行を実施した主席部員の目標業務量選択制度を本格実施に切り換え、業務習熟度や生活態様等の多様な対応能力に応じて各人の能力をいかに発揮できるようにします。
- (2) 職員の能力を高めてもらうため、自己啓発努力に対する支援プログラムを開始します。

5．その他

(1) 主席部員の確保

平成18年度の事業を実施するために必要な主席部員数は約1,40

【財団法人工業所有権協力センター】

0名であり、平成18年4月までに確保できる見込みです。平成19年度に向けた更なる主席部員の確保と年度途中での欠員の補充を含め、平成18年度において所要の追加採用を行います。

(2) スペース対策

財団が受注する特許出願等に係わる先行技術調査の件数は、平成19年度以降も増大することが予想されます。今後数年間の主席部員数の増加に対応するため、更に必要なスペースの拡大・確保の準備を進めます。